

執筆者:

E-mail✉ [村田 知信](mailto:chikuda@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [グエン・トゥアン・アン](mailto:guen@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [グエン・ティ・タン・ゴック](mailto:guen@nishimura-asahi.com)

ベトナムでは、2022年10月1日に施行された政令53号/2022/ND-CP(以下「政令53号」という。)がサイバーセキュリティ法に基づくデータローカライゼーション義務の適用範囲等を規定しているが、同法及び同政令の文言は不明確かつ非常に広範にも読み得る(これらの法令の概要については[アジア / 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター\(2022年8月22日号\)](#)(以下「8月22日NL」という。)をご参照いただきたい。)。そのため、事業者(特にベトナム国内の事業者)が対応に苦慮する事態が発生している。

同法及び同政令の管轄当局である公安省も当該問題を認識したのか、2022年12月22日、ホーチミン市において、担当部署であるサイバーセキュリティ・ハイテク犯罪防止局(以下「A05」という。)がこれらの法令に関する説明会を開催した。当該説明会でA05の担当者から説明された内容は、サイバーセキュリティ法及び政令53号の今後の解釈の指針になると思われるため、本稿では当該説明会におけるデータローカライゼーション義務に関する説明内容の概要を紹介する。

1. 国内事業者に適用されるデータローカライゼーション義務の範囲

8月22日NLでご紹介したとおり、サイバーセキュリティ法は、ベトナムにおいて、①電気通信ネットワーク上のサービス、②インターネット上のサービス又は③サイバースペース上の付加価値サービスを提供する事業者がデータローカライゼーション義務を課しているが、政令53号は国内事業者が負う当該義務について特段の規定が置かれていない。そのため、文言上義務の対象となるサービスが不明確であり、インターネットを事業に利用している国内事業者全てが当該義務の対象になるとさえ読み得る。

この点について、A05は説明会において、まず、データローカライゼーション義務が全ての国内事業者に適用されるわけではなく、適用対象となるのは上記サービスを提供する事業者のみである旨を確認した。その上で、上記サービスの範囲については、電気通信法が定める「電気通信サービス」「電気通信応用サービス」の定義、政令72号/2013/ND-CPが定める「インターネットサービス」の定義、政令17号/2016/TT-BTTTTが定める「セルラーネットワークコンテンツ提供サービス」「インターネットコンテンツ提供サービス」の定義等のベトナムの関連法令の定義規定を参照するように述べた。

これらの定義規定は一定の解釈指針にはなるが、適用範囲が一義的に定まる程明確なものとは言い難いため、実務上解釈・あてはめが難しい場合も多いと思われる。そのような場合には、A05に対して正式に書面照会することが考えられる。公安省はベトナム当局の中でも管轄事項の機密性が高いため書面照会をしても事案によっては回答を得られないこともあるが、今回の説明会においてA05は解釈が不明確な場合の問い合わせは受け付ける旨明言していたため、データローカライゼーション義務の適用有無を明確にしたい場合、選択肢として検討し得ると思われる。

当事務所はこのような解釈・あてはめや当局への書面照会のサポートを多数行っているため、お役に立てることがあればいつでもご連絡いただきたい。

2. 国内事業者の範囲

8月22日NLでご紹介したとおり、政令53号上、国内事業者と外国事業者ではデータローカライゼーション義務が適用される

要件が異なっているため、自社がどちらに分類されるのかを正確に理解しておく必要がある。

この点につき、A05 は、外国で設立された会社により出資された会社であっても、ベトナムにおいて設立された場合は国内事業者者に分類されることを確認した。加えて、ベトナムにおける事業体であっても、会社と異なり独立した法人格をもたない駐在員事務所や支店については、当該駐在員事務所又は支店を設立した外国事業者と同一とみなされ、国内事業者として独立に義務を負わない旨説明した。

3. データローカライゼーション義務の対象となるデータ

8月22日NLでご紹介したとおり、データローカライゼーション義務の対象となるデータの中には個人情報が含まれる。

今回の説明会において、A05 は、当該「個人情報」の解釈においては、現在ベトナム政府が検討中の個人情報保護に関する政令案(当該政令案については[アジアニュースレター\(2021年3月8日号\)](#)及び[アジア・個人情報保護・データ保護規制ニュースレター\(2022年5月23日号\)](#)をご参照いただきたい。)における個人情報の定義を参照すべき旨説明した。また、A05 は、当該情報それ自体からではなく他の情報と組み合わせることにより特定の個人を識別することができる情報も個人情報に含まれる旨を明言した。

4. データローカライゼーション義務が適用される場合のデータ保存方法

8月22日NLでご紹介したとおり、政令53号にはデータローカライゼーション義務を遵守するためのデータ保存方法について特段の規定が置かれていない。

この点につき、A05 は、説明会において、データローカライゼーション義務が適用される場合でも、対象企業はベトナム国内にコピーデータを保存しておけば足り、原データが外国に保存されること自体は問題ない旨を確認した。その上で、コピーデータはリアルタイムに同期されるデータであれば勿論良いし、定期的に取り得られるバックアップデータでも問題ない旨述べた。また、その際に、バックアップ取得の頻度として少なくとも7日に1度と述べており、これは実務上有益な指針になると思われる。

5. データローカライゼーション義務が適用される場合のデータ保存期間

8月22日NLでご紹介したとおり、政令53号にはデータローカライゼーション義務が適用される国内事業者がデータを国内に保存すべき期間について特段の規定が置かれていない。この点につき、A05 は、説明会において、国内事業者には原則として期間制限は適用されない(要件を満たす限り無期限で義務を負い続ける)旨説明した。

6. 国内事業者に適用される猶予期間(移行期間)

8月22日NLでご紹介したとおり、政令53号は、国内事業者に適用されるデータローカライゼーション義務について、特段の猶予期間(事業者が義務を遵守する準備を行うための移行期間)を定めていない。そのため、少なくとも法令文言上は、要件を満たす国内事業者は施行日(2022年10月1日)から当該義務を遵守する必要がある。

もっとも、法令文言が不明確で適用有無を明確にするのが難しいことに加えて、当該義務への対応(ベトナム国内にデータを保存するためのシステム変更)には一定の時間を要するため、上記施行日以降も当該義務に未対応の事業者は多い。

この点につき、説明会において A05 が投影したスライドには、国内事業者に適用されるデータローカライゼーション義務について、施行日(2022年10月1日)から1年間の移行期間が設けられる旨記載されていた。当該移行期間が法令に規定されているわけではないのであくまで実務上の取り扱いであるが、当該記載から、少なくとも2023年10月1日までは、公安省が同義務について取り締まりや執行を行う可能性は低い(公安省が取り締まりを行わないことで事実上の猶予期間/移行期間が設けられる可能性が高い)と思われる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 